

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(原資の造成及び県の利子補給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) 借入額は、借入れを行う日の属する年度に係る県の債務負担行為で定める<u>融資額以内とし、借入時点の前年度の各四半期末融資残高平均(以下「融資残高平均」という。)を2.22で除し、1,000円未満を切り捨てた額とする。なお、各四半期末の融資残高に15パーセント以上の変動があった場合は調整を行う。</u></p> <p>(2) 借入利率は、借入れを行う日の属する年度に係る県の債務負担行為で定める<u>年利利率又は借入時点で信漁連が基金協会に対して定期預金を担保として貸付けを行う利率のいずれか低い利率とする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(原資の造成及び県の利子補給)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) 借入額は、前年度の各四半期末融資残高平均(以下「融資残高平均」という。)を2.22で除し、1,000円未満を切り捨てた額とし、各四半期末の融資残高に15パーセント以上の変動があった場合は調整を行う。</p> <p>(2) 借入利率は、借入時点で信漁連が基金協会に対して定期預金を担保として貸付けを行う利率とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)

第7条 (略)

資金の種類	融資対象事業	貸付対象額
経営安定資金	海面養殖業	2,000万円
	沿岸漁船漁業	500万円。ただし、機船曳網漁業にあつては、200万円
	定置漁業	1,500万円。ただし、左の漁業を営む会社の設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときは、3,000万円
	小型定置漁業	1,000万円
	内水面養殖業	500万円
	水産加工業	1,900万円
	経営維持資金	中古漁船の購入
中古機関の購入		1,000万円
中古機器の購入		100万円
定期検査に係る費用		2,000万円

2 各資金の貸付期間は、次の表のとおりとする。ただし、次に掲げる者に対する経営安定資金の貸付けの償還期間については、1年以内の据置期間を含み、貸付けの日から3年以内の期間とする。

(1) 会社設立登記後3か月以内に借入申込みを行った定置網漁業経営体

(2) 金融機関の指導に基づき5年間の妥当な経営計画を策定した者

(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)

第7条 (略)

資金の種類	融資対象事業	貸付対象額
経営安定資金	海面養殖業	2,000万円
	沿岸漁船漁業	500万円。ただし、機船曳網漁業にあつては、200万円
	定置漁業	1,500万円。ただし、左の漁業を営む会社の設立登記後3か月以内に借入申込みがあつたときは、3,000万円
	小型定置漁業	1,000万円
	内水面養殖業	500万円
	水産加工業	1,900万円
	経営維持資金	中古漁船の購入
中古機関の購入		1,000万円
中古機器の購入		100万円
定期検査に係る費用		1,000万円

2 各資金の貸付期間は、経営安定資金は貸付けの日から1年以内の期間（ただし、会社設立登記後3か月以内に借入申込みを行った定置漁業経営体への貸付けについては、1年以内の据置期間を含み、貸付けの日から3年以内の期間）とし、経営維持資金は2年以内の据置期間を含み、貸付けの日から5年以内の期間とする。

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

資金の種類	貸付対象者	貸付期間	据置期間	(新設)
経営安定資金	(1) 第2条で定める者のうち次に掲げるもの ア 会社設立登記後3か月以内に借入申込みを行った定置網漁業経営体 イ 金融機関の指導に基づき5年間の妥当な経営計画を策定した者	貸付の日から 3年以内	1年以内	
	(2) 第2条で定める者のうち(1)以外のもの	貸付の日から 1年以内	二	
経営維持資金	第2条で定める者	貸付の日から 5年以内	2年以内	
<p>3 各資金の貸付利率は知事が定め、別途通知するものとする。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(市町村の利子補給)</p> <p>第11条 資金の貸付けを受けようとする者が居住する市町村長は、予算の範囲内で当該者の借入額に対し、年0.6パーセントの率で計算した額を融資機関に利子補給し、<u>末端の貸付利率は第7条第3項で定める貸付利率から年0.6パーセントを差し引いた利率以内とする。</u></p> <p>第12条、13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>				<p>3 各資金の貸付利率は、年1.5パーセント以内とする。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>(市町村の利子補給)</p> <p>第11条 資金の貸付けを受けようとする者が居住する市町村長は、予算の範囲内で当該者の借入額に対し、年0.6パーセントの率で計算した額を融資機関に利子補給し、<u>末端の貸付利率を年0.9パーセント以内とする。</u></p> <p>第12条、13条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

第1号様式

別記
第1号様式（第8条関係）

高知県沿岸漁業等経営育成資金申込書

年 月 日

西日本信用漁業協同組合連合会 御中

住 所
氏 名
(年 月 日生 歳)

下記のとおり、沿岸漁業等経営育成資金を借りたいので、申し込みます。

借入申込額	千円	借入希望			漁業種類	漁業
		償還予定				
担保内容	物件明細	評価額	備考		連帯保証人	
					基金証	有 ・ 無

1. 対象事業等

事業計画		資金計画		
区分	金額	区分	金額	備考
合計		合計		

2. 漁業経営の沿革、現状等
(※会社設立登記後3ヶ月以内の定置漁業経営体が貸付けを申し込み場合は、会社の設立に至った経過・設立総会の日及び会社設立登記の年月日を記載)

【添付書類】
 (1) 県税の滞納がない旨を証する「納税証明書」又は県税の納税義務がない旨の「申立書」
 (2) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙誓約書兼同意書）
 (3) 会社設立登記後3ヶ月以内の定置漁業経営体が貸付けを申し込み場合は、登記事項証明書
 (4) 償還期間が1年を超える経営安定資金の貸付けを申し込み場合は、借入れにより経営の改善図られることがわかる、貸付後5年間の経営計画

第2～10号様式 (略)

第1号様式

別記
第1号様式（第8条関係）

高知県沿岸漁業等経営育成資金申込書

年 月 日

西日本信用漁業協同組合連合会 御中

住 所
氏 名
(年 月 日生 歳)

下記のとおり、沿岸漁業等経営育成資金を借りたいので、申し込みます。

借入申込額	千円	借入希望			漁業種類	漁業
		償還予定				
担保内容	物件明細	評価額	備考		連帯保証人	
					基金証	有 ・ 無

1. 対象事業等

事業計画		資金計画		
区分	金額	区分	金額	備考
合計		合計		

2. 漁業経営の沿革、現状等
(※会社設立登記後3ヶ月以内の定置漁業経営体が貸付けを申し込み場合は、会社の設立に至った経過・設立総会の日及び会社設立登記の年月日を記載)

【添付書類】
 (1) 県税の滞納がない旨を証する「納税証明書」又は県税の納税義務がない旨の「申立書」
 (2) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙誓約書兼同意書）
 (3) 会社設立登記後3ヶ月以内の定置漁業経営体が貸付けを申し込み場合は、登記事項証明書

第2～10号様式 (略)

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表